東京医科歯科大学難治疾患研究所規則

（平成１６年４月１日
規則第１０１号）

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成１６年規程第１号。以下「組織運営規程」という。）第２７条の規定に基づき、東京医科歯科大学難治疾患研究所（以下「研究所」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　研究所は、膠原病その他の難治疾患に関する学理及びその応用を研究することを目的とする。

（研究部門）

第３条　研究所に、次の研究部門を置く。

未来生命科学

病態制御科学

バイオデータ科学

２　前項に掲げるもののほか、研究所に、次の連携研究部門を置く。

機能構築

病態発現機構

（職員）

第４条　研究所に、組織運営規則第１８条第２項に定める所長のほか、次の職員を置く。

教授

准教授

講師

助教

一般職員

第５条　所長は、研究所の所務を総理する。

（教授会）

第６条　研究所に置かれる教授会の組織及び運営については、国立大学法人東京医科歯科大学教授会通則（平成１６年規則第５号。これに基づく内規を含む。）の定めるところによる。

（事務組織）

第７条　研究所の事務を処理するための事務組織及びその事務分掌については、国立大学法人東京医科歯科大学事務組織規則（平成１６年規則第６号）及び国立大学法人東京医科歯科大学事務分掌規則（平成１６年規則第１００号）の定めるところによる。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月６日規則第３号）抄

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年５月３０日規則第６６号）

この規則は、平成２３年５月３０日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附　則（令和４年４月１１日規則第７６号）

この規則は、令和４年４月１１日から施行し、、令和４年４月１日から適用する。